**【指定事業所における変更届出書の提出について】**

市から指定を受けたサービス事業者は、介護保険法の規程により当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内（※）に、サービス事業所ごとに、「変更届出書」を市に提出することが必要です。

※ 人員基準欠如の場合は、介護報酬が70％に減額される場合があり、かつ、人員基準欠如が継続した場合は、指定が取り消される場合があります。

※ 令和３年度介護報酬改定に伴い人員基準が改正され、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられます。（令和６年３月31日まで経過措置あり。）

受講後、修了証明書の写しの提出をお願いいたします。

【共通事項】

①資格証等の写しには、裏面又は余白に、本人が署名捺印をすること。

②資格証と現在の苗字が異なる場合は、旧姓を確認できる戸籍謄本（抄本）等の写しを添付すること。

③雇用関係を証明する書類は、常勤・非常勤の別なく、届出対象者全員分を提出すること。

④雇用契約書・辞令に記載の就業場所・職種が当該事業所と異なる場合は、従業員一覧表を本人自筆で記入し（職種・氏名は必須。）、欄外に捺印したものを提出すること。

【変更事項添付書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業所の変更 | ・付表・新しい運営規程(変更箇所の明示か、新旧対照表を添付) |
| 2 | 事業所の所在地 | ・付表・事業所(施設)の平面図・事業所(施設)の外観及び内部のカラー写真・賃借契約等の写し(賃借物件の場合のみ)・新しい運営規程(変更箇所を明示)(→1０の運営規程も変更となる) |
| 3 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | ・現在事項全部証明書(※１)、条例等（届出者が市町村の場合）(→5の登記事項も変更となる） |
| 4 | 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名 | ・現在事項全部証明書(※１)・誓約書（変更届出書の「変更前」「変更後」の欄に、新旧の代表者の氏名、生年月日及び住所を記載すること）（→5の登記事項も変更となる) |
| 5 | 登記事項証明書、条例等（当該事業に関するものに限る。） | ・現在事項全部証明書(※１)、条例等（届出者が市町村の場合） |
| 6 | 事業所の建物の構造、専用区画等及び平面図 | ・付表・事業所(施設)の平面図(変更部分を図示すること)・事業所(施設)の外観及び内部のカラー写真(変更部分がわかるもの)・新しい運営規程(変更箇所の明示か、新旧対照表を添付)(→運営規程に関係ない場合は提出不要) |
| 7 | 設備及び備品の概要 | ・設備・備品の一覧表 |
| 8 | 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | ・付表・勤務形態一覧表 |
| 9 | サービス提供責任者（訪問事業責任者）の氏名、住所及び経歴 | ・付表・サービス提供責任者（訪問事業責任者）経歴書・資格証の写し・雇用が分かるものの写し（辞令等）・勤務形態一覧表 |
| 10 | 運営規程 | ・付表(付表の記載事項に係る変更がある場合のみ）・新しい運営規程(変更箇所の明示か、新旧対照表を添付 |
| 11 | 事業所の種別 | ・付表 |
| 12 | 利用者の定員 | ・付表・新しい運営規程(変更箇所の明示か、新旧対照表を添付)（→定員の増員等で従業者が増員する場合は、１４．その他の必要と認める事項も変更となる）（→増改築等を伴う場合は、６事業所の建物の構造、専用区画等及び平面図も変更となる） |
| 13 | 併設施設の状況等 | ・併設施設の平面図・併設施設の外観及び内部のカラー写真（変更部分を図示すること） |
| 14 | その他必要と認める事項 | 上記以外の従業者の変更の場合・付表・勤務形態一覧表・資格証等の写し（資格が必要な場合に限る）・雇用関係を証する書類（辞令等）・従業員一覧表・新しい運営規程（変更箇所の明示か、新旧対照表を添付）（→運営規程に変更がない場合は提出不要） |

※１　現在事項全部証明書は、履歴事項全部証明書でも可